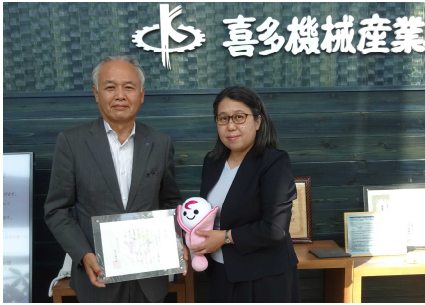


## 徳島県内8社目！

# 喜多機械産業株式会社を「プラチナくるみん」認定！

徳島労働局は、次世代育成支援対策推進法に基づく特例認定（通称：「プラチナくるみん認定」）企業として、喜多機械産業株式会社を令和2年3月17日付けで認定しました。

✿✿ 認定通知書の交付を行いました。




令和2年6月22日、喜多機械産業株式会社にて、仲田代表取締役（左）と津森雇用環境・均等室長。



特例認定マーク  
「プラチナくるみん」

### 喜多機械産業 株式会社の取組の概要

企業名	喜多機械産業 株式会社	
所在地	徳島市	
業種	卸売業、小売業	
労働者数	233人(男性174人、女性59人)	
計画期間	平成30年2月1日～令和2年1月31日	
行動計画の目標	<p>【目標①】 有給休暇の取得増強に努め、H29年度対比H30年度、31年度平均で取得日数を10%以上増やす。</p> <p>【目標②】 勤務間インターバルやテレワークを就業規則に規定し、多様な働き方を推進する。</p> <p>【目標③】 計画期間内において、育児休業取得を男性1名以上、女性社員の取得を100%とする。</p>	
目標に対する取組結果	<p>【目標①】 取得日数が10.2%上昇した。</p> <p>【目標②】 就業規則に、勤務間インターバル制度(H31.4.1導入)及び在宅勤務制度(H31.4.1導入)を規定した。</p> <p>【目標③】 計画期間内における育児休業について、男性4名が取得(取得率100%)し、女性社員3名の取得率が100%となった。</p>	
その他主な特例認定基準達成状況	<p>○小学校就学前の子を育てる労働者のための措置(特例認定基準7) 小学校就学前までの子を養育する従業員が利用できる育児短時間勤務、時差出勤及び時間外労働の制限を導入。</p> <p>○働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備(特例認定基準9)</p> <p>①所定外労働の削減のための措置 毎週水曜日を「早帰りデー」とし、社内メールを配信及び回覧等により周知。</p> <p>②年次有給休暇の取得の促進のための措置 毎月年次有給休暇に関する結果を各部署に周知し、「見える化」して年次有給休暇の取得を促している。 計画開始前取得日数比率10.2%を達成(行動計画の【目標①】と重複)。</p> <p>③その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置 「勤務間インターバル制度」、「在宅勤務制度」、「TOS休暇(土曜日の公休化)」を導入。</p> <p>○出産した女性の継続就業率(特例認定基準10) 100%。</p> <p>○女性労働者の就業継続、能力向上、キャリア形成の支援のための措置(特例認定基準11) 女性労働者に向けた取組として、女性3名を初の営業職に採用し、年間計画を策定してフォローアップのための研修を実施。 管理職に向けた取組として、新人事制度を2019年4月に改訂。</p>	